

## 【利用者向け】

### 鶴岡市医療的ケア児（者）看護師派遣事業

医療的ケア児（者）の地域での自立生活の基盤形成と介護者の負担軽減を図るため、自宅での医療保険の適用を超える利用や自宅外での訪問看護サービスを提供することを目的に「鶴岡市医療的ケア児（者）看護師派遣事業」を実施します。

#### （１）対象者

以下の全ての要件に当てはまる者とします。

- （ア） 市内に住所を有し、かつ居住の実態があること
- （イ） １８歳未満の児童、又は１８歳以上で令和３年９月から１８歳に達するまでの間に医療的ケア児であった者
- （ウ） 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要とし、現に訪問看護による医療的ケアを受けていること
- （エ） 家族等による在宅介護を受けて生活していること

#### （２）サービス内容

市に事業所登録した訪問看護事業所の看護師等が、対象者の自宅や外出先において、医療保険適用外となる訪問看護による医療的ケアや療養上の世話（食事介助、排泄介助、体位交換等）を家族に代わって提供します。

- （ア） 利用時間 １時間単位（３０分未満切捨て、３０分以上切上げ）
- （イ） 年間利用上限時間 ９６時間

#### （３）サービス利用料

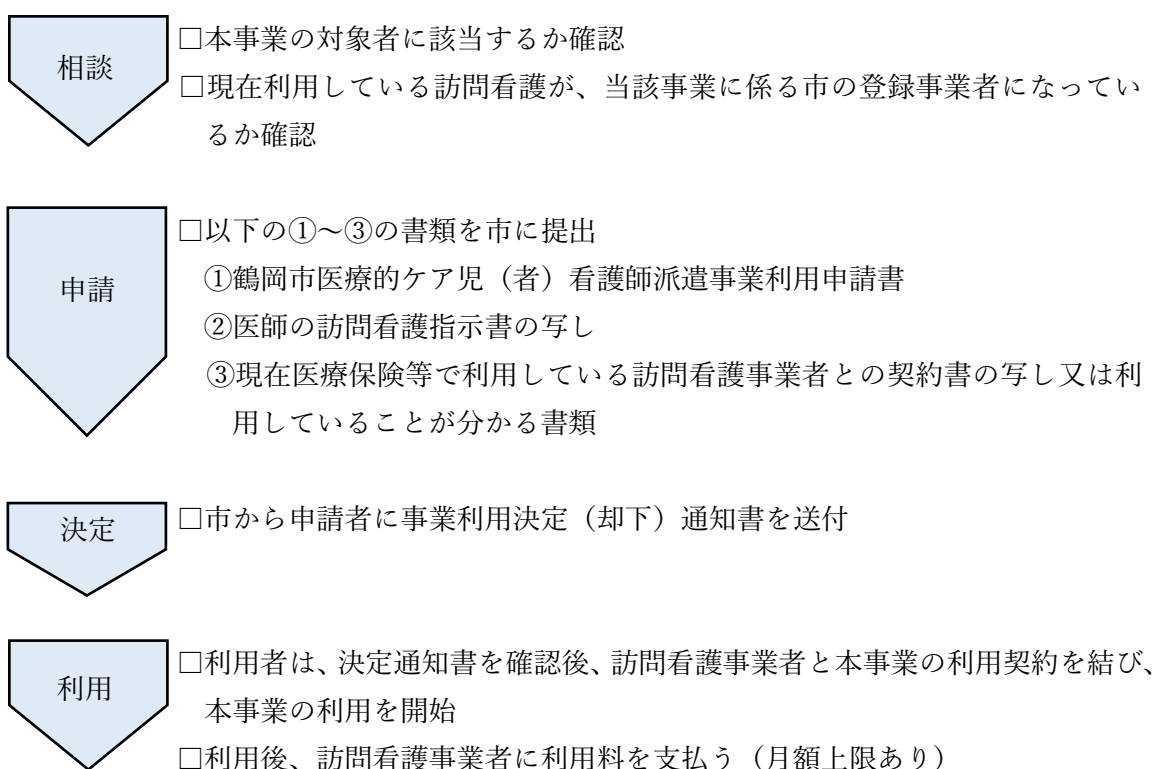
区分	金額
基本額（１時間当たり）	750円
夜間・早朝加算額（18時～22時、6時～8時まで／1回当たり）	210円
深夜加算額（22時～翌朝6時まで／1回当たり）	420円
交通費（1回当たり）	22円

#### (4) サービス利用にかかる負担上限月額

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得世帯	市民税非課税世帯	0円
一般世帯1(18歳未満の医ケア児)	市民税課税世帯で、所得割が28万円未満の者	4,600円
一般世帯1(18歳以上の医ケア者)	市民税課税世帯で、所得割が16万円未満の者	9,300円
一般世帯2	市民税課税世帯 (一般世帯1に該当する者を除く)	37,200円

表における世帯の範囲は、住民基本台帳上の世帯を原則とする。ただし、利用者が18歳以上の場合、当該利用者とその配偶者とする。

#### (5) サービス利用の流れ



※サービスを継続して利用する場合は、1年ごとに利用更新手続きが必要となります。